

1.化学物質及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂 平成21年12月4日

化学物質等のコード :2058-1232

化学物質等の名称 :テトラフェニルすず

2.危険有害性の要約

分類の名称:分類基準に該当しない。

危険性:可燃性であるが、通常の取扱で危険性は低い。

有害性:吸入、あるいは経口摂取した場合、有害である。

眼、皮膚、粘膜に接触すると刺激性があり、発疹や焼け付き感を引き起こすことがある。

長期暴露により、不快感、吐き気、頭痛等が起こり有害である。

環境影響:水生生物に非常に強い毒性がある。

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性がある。

3.組成、成分情報

化学名 テトラフェニルすず

テトラフェニルすず()

含有量 95.0 %

Snとして28%

化学式・分子量 Sn(C₆H₅)₄=427.11

化審法公示番号 3-2572

CAS No. 595-90-4

危険有害成分 テトラフェニルすず

4.応急処置

目に入った場合:多量の水で15分以上洗い流し、医師の手当を受ける。

皮膚に付いた場合:汚染された衣服を脱がせ、洗い流してから水と石鹸で皮膚を洗浄する。医師の手当を受ける。

吸入した場合:新鮮な空気のある場所に移し、水でうがいをさせる。安静保温に努める。医師の手当を受ける。

誤飲した場合:口をすすがせ、吐かせる。医師の手当を受ける。

5.火災時の処置

消火方法:火災時、移動可能な容器は速やかに安全な場所へ移動する。移動不可の場合は水噴霧で周囲を冷却する。火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。消火作業は風上から行い、必ず呼吸保護具を着用する。

消火剤:粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素。

6.漏出時の措置

こぼれた物質を密閉式非金属の容器内に集める。湿らしても良い場合は、粉塵を防ぐために湿らせてから掃き入れる。残留分を注意深く集め安全な場所に移す。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。

7.取扱いおよび保管上の注意

取扱い

- ・吸い込んだり、目、皮膚および衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。
- ・取扱い場所には局所排気装置を設置する、使用後は容器を密封する。
- ・漏れ、あふれ、飛散させないようにし、粉塵を発生させない。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等の粗暴な扱いをしない。
- ・長期や繰り返しの暴露は避ける。

保管

- ・容器は直射日光を避け、冷所に貯蔵し、密閉して、空気との接触を避ける。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 作業環境評価基準：設定されていない
許容濃度 日本産業衛生学会勧告値：設定されていない
ACGIH (TLV)：設定されていない
OSHA (PEL)：設定されていない

設備対策

- ・屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、または局所排気装置を設置する。
- ・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

保護眼鏡、保護手袋、保護長靴、保護マスク

9. 物理的及び化学的性質

外観 白色の結晶
蒸気密度 データなし
臭気 データなし
蒸気圧 データなし
沸点 >420
比重 データなし
融点 229
溶解度 水に不溶。

10. 安定性及び反応性

引火点 110
爆発範囲 データなし
発火点 データなし
安定性・反応性 通常の取扱条件において安定である。
光に敏感に反応し、徐々に分解する。

11. 有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

急性毒性 データなし
刺激性 データなし
変異原性 データなし
がん原性 データなし
慢性毒性 データなし

12. 環境影響情報

魚毒性 有機すず化合物として、水生生物に非常に強い毒性がある。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性がある。
残留性/分解性：データなし
生体蓄積性：データなし

13. 廃棄上の注意

燃焼隔離法

可燃相の有機溶媒に溶かし、アフターバーナーとスクラバーを具備した焼却炉で焼却し、焼却残渣をセメントで固化し埋め立てる。

14. 輸送上の注意

容器の破損、漏れが無いことを確かめ、衝撃・転倒・落下・破損の無いように積み込み、荷くずれ防止を確実にを行う。
該当法規に従って取扱、包装、表示、運送を行うこと。
(国、都道府県並びにその地方の法規、条令に従うこと。)

国連分類 : クラス 6.1 (毒物) PG III
国連番号 : 3146 [有機すず化合物(固体)]
海洋汚染物質 : 該当 (PP)

15. 適用法令

労働安全衛生法：法第57条の2(令第18条の2)名称等を通知すべき有害物
No.322

化審法：第一種監視化学物質 No.7
化学物質管理促進法(PRTR法)：第一種指定化学物質No.239
(改正前PRTR法：1-176)

消防法：非該当
毒物及び劇物取締法：非該当
船舶安全法(危規則)：毒物類
航空法：毒物
海洋汚染防止法：海洋汚染物質(PP物質)

16.その他の情報

参考文献

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2000)
化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編
化学大辞典 共同出版
安衛法化学物質 化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版
化学物質安全性データブック オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版
化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修
中央労働災害防止協会編

このデータは作成の時点における知見によるものですが、かならずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。